

## 第3回南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会

令和3年3月19日(金)午後7時00分～

南砺市役所 別館3階 大ホール

### 1. 委員長あいさつ

### 2. 報告事項

(1) 各委員から寄せられた意見や質問等について

資料1

### 3. 協議事項

(1) 部活動の拠点校化について

別冊

資料2

(2) その他

### 4. 次回協議会について

(1) 第4回検討委員会 令和3年6月

### 5. 副委員長あいさつ

## 「南砺市立部活動のあり方検討委員会」各委員から寄せられた意見や質問

1 少人数の競技やクラブチームには引率又は顧問をつけて「学校名」で出場することは可能ですか？先日、検討会の中で可能とおっしゃっていましたが？校長先生の判断という回答ではなく、できるかできないかで回答願います。

※ 例えば武道の個人戦で道場で練習をしている子が中体連の試合に出場する場合

※ 例えば城端中学校の水泳、吉江中学校のバレーボール及び福野中の陸上のような場合等

### 【回答】

引率できる教員がいれば可能です。

ただし、現在、学校部活動に設置されていない競技への参加が可能になっているのは、一つの部活動に顧問が2人配置され、そのうちの一人が引率に対応したり、運動部の大会の実施日に活動を調整できる文化部を担当している教員が兼務をしたりしているからです。

教員の超過勤務が社会問題化しており、部活動指導時間（引率を含む）が、教員の超過勤務時間に占める割合が高い実態があります。例えば、一つの部活動に複数の顧問を配置するなど、超過勤務時間の軽減を図る対策が必要だと考えています。

2 国の指針では今後、土日の部活動、平日の部活動も段階的に地域に移行していく考えが示されていますが、そうした場合の指導者の確保についてどのようにお考えですか？

### 【回答】

文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」で示しているように、地域部活動の運営主体は、総合型地域スポーツクラブ、民間のスポーツクラブ、芸術文化団体等が想定されており、指導者として退職教師、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進委員、生徒の保護者等の参画や協力を得ることが想定されています。

3 合同部活動の送迎については、「なんバス」の活用はダメとの事でしたが、ダイヤ改正や経路変更等の最低限の協力はできないのか？できないのであれば部活動自体の開始時間を遅らせる等、送迎の保護者もそうですが、指導者への配慮はできないのでしょうか？地元の自営業、定年退職した教員等公務員のOB、OG等、かなり年齢が高くなるのではないのでしょうか？

**【回答】**

なんバス（南砺市営バス）は、市における交通の利便を確保し、住民の福祉向上を目的として設置（南砺市営バスの設置等に関する条例第2条に規定）されており、そのための路線（同第4条）が定められています。多くの市民の利便性を考慮して定められているものであり、学校間の運行を想定しておりません。

また、部活動開始時間の変更についてですが、1の質問の回答の中にもありますが、教員の超過勤務が社会問題化している中で、勤務時間外に部活動を設定することは、超過勤務の軽減を図ることに逆行することになり、学校が教育活動として行う部活動の時間を遅らせることは難しいと考えています。

4 中体連の合同チームの編成規程については近年毎年改正が行われ、かなり配慮された内容になっています。部活動指導員の「代表監督」が可能になるなど、今後の改正の予定等はないのでしょうか？

**【回答】**

県中体連事務局に確認したところ、現段階で改正の予定はないとのことでした。日本中体連の動向を注視しながら、改正が必要な状況になれば検討していくことになるとの回答でした。

また、部活動指導員が代表監督になることを認めていないのは、日本中体連の規定によるものです。部活動指導員は、派遣されている学校の非常勤職員（会計年度任用職員）であるため、他校の生徒の管理まで担えないというのが主な理由です。

5 現在、部活動は、放課後に夢中になれるものがあればよいというスタンスで…ということでしたが、いつ頃から、どのような背景・議論・決定があって現在のスタイルになったのか、分かる範囲で構いませんので教えてくださいませんか？

**【回答】**

平成15年から、一部の中学校では、中学校に設置している部活動へ所属せず、放課後に地域のスポーツクラブに所属して活動することを、教育計画に位置付け、部活動の代替として認めているケースがあります。

一方で、全員部活動加入制をとっていた学校においては、例えば、水泳や陸上競技等で地域のスポーツクラブで活動するために、学校に設置されている美術部等に所属する形を取り、所属する部活動との両立に苦労しているケースがありました。

学校にある部活動に所属して、実際には地域のスポーツクラブ等で活動している場合は、学校の部活動への所属はさほど意味をもたないことから、令和元年度の市中学校長研修会において協議し、共通理解を図り、令和2年度から実施を進めているところです。

これは、あくまでも、地域のスポーツクラブ等での活動が、学校に設置する部活動と同等と認められる場合において、無理に学校に設置する部活動へ所属する必要はないという趣旨であり、どのような活動でも放課後の時間に夢中になって取り組んでいけば認めるというものではありません。